

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく 院内掲示

○中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

当院は健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき看護をおこなっている保険医療機関です。

1 入院患者様への看護要員配置について

(1)北4・北3・南3病棟(各 48 床)

患者様3名に対し、(日勤、夜勤を含めて)1人以上の看護職員及び看護補助者(うち5割以上は看護職員)を配置しています。

(2)南2病棟、北5病棟(各 30 床)

患者様2名～3名に対し、(日勤、夜勤を含めて)1人以上の看護職員と患者様10名に対し1人以上の看護補助者を配置しています。

2 入院患者様の付添看護の廃止について

当院では、患者様にとって必要な看護は当院の責任でおこなっております。
ご家族様の負担となる付添看護を廃止しております。

3 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養に関する基準に基づき入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供いたします。

4 保険適用外のものについて

当院では、医療保険適用外費用料金表のとおり、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

5 特別の療養環境の実施について

当院では、個室を利用されました患者様につきましては、室料差額(1日当たり1,100円:税込)をいただきます。

6 届出をおこなっている施設基準

精神病棟入院基本料(13:1)

精神療養病棟入院料

感染対策向上加算3

連携強化加算

精神科地域移行実施加算

看護補助加算(2)

精神科身体合併症管理加算
薬剤管理指導料
CT撮影及びMRI撮影
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
後発医薬品使用体制加算2
療養環境加算
救急医療管理加算
こころの連携指導料(Ⅱ)
精神科作業療法
入院時食事療養費(1)
医療保護入院等診療料
精神科ショート・ケア「小規模なもの」
精神科デイ・ケア「小規模なもの」
診療録管理体制加算 2
データ提出加算(2 イ)
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料24

7 指定を受けている医療

健康保険法による療養
国民健康保険法による療養
労働者災害補償保険法による療養
生活保護法による医療扶助
高齢者の医療の確保に関する法律による医療
予防接種法による医療(インフルエンザ)
障害者自立支援法に基づく精神通院医療
特定疾患治療研究委託事業による医療
障害者自立支援法による育成医療
結核予防法による医療
岡山県ひとり親医療費公費負担補助制度に係る医療
各市町村の乳幼児医療費公費負担制度に係る医療
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による医療
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療

2025年6月1日

看護要員：看護師 准看護師 看護補助者 すべて

看護職員：看護師 准看護師

北 4・北 3・南 3 精神療養 15 対 1

看護職員 8 人＋看護補助者 8 人 16 人配置

$48 \div 16 = 3$ 患者様 3 名に対し

南 2・北 5 精神一般 13 対 1

看護職員 28 人配置

$60 \div 28 = 2.14$ 患者様 2～3 名に対し

(看護補助者 50 対 1)

看護補助者 6 人配置

$60 \div 6 = 10$ 患者様 10 名に対し